

特244
906



* 0028250000 *

0028250-000

特244-906

印度支那銀行論

横浜正金銀行調査部・〔編〕

横浜正金銀行

昭和18

ADI

Z

特 244

906

告第一四〇號（昭和十八年五月）

印度支那銀行論

橫濱正金銀行調查部

序文

佛印の現状を見るに皇軍の北部佛印進駐以來幾多の政治上、軍事上、經濟上の協定を経て、日本との協力、大東亞共榮圏への参加はその必然的に辿るべき方向である。この方向に従ひ、日を追つて日佛印經濟關係が緊密化し、佛印の大東亞共榮圏の一環としての色彩が濃厚となりつゝある今日、佛印の中央銀行たる印度支那銀行もフランスの植民地銀行の立場を脱して圓系通貨圏内の一分派的經濟機關として新たなる發足を要求せられるに至つてゐる。

此處に同行に關する諸事情に就き知り得たる處及同行を新發足せしむるに就て 我國として とるべき方策を記述する。

尙御懇切なる御教導を戴いた名和田次長殿に厚く御禮を申上げる次第である。

糸井弘之

持244
906

目

次

(一) 発展過程

イ 特異なる發達

ロ 改組の過程

ハ 本質の變革

革

(二) 沿

イ 生成時代

ロ 初期中央銀行時代

ハ 發展期

ニ 過渡時代

ホ 改組後

(三) 印度支那銀行法の検討

イ 銀行の管理

ロ 資本の構成

一八

一七

一六

一六

一六

一一

一二

一〇

一〇

一七

一七

一六

一六

一六

一六



八 業

A 發券業務 一八
B 拓殖資金業務 一九
C 収穫擔保貸 二六
D 企業投資 二九
E 鑛工業資金 三〇

務

A 發券業務 一九
B 拓殖資金業務 一九
C 収穫擔保貸 二九
D 企業投資 三〇
E 鑛工業資金 三一

二

(四) 改造論

イ 現状	三三
ロ 発行準備の改正	三五
ハ 通貨政策の轉換	三六
ニ 本邦資本の參加	三六
ホ 顧問制	三六

以上

印度支那銀行論

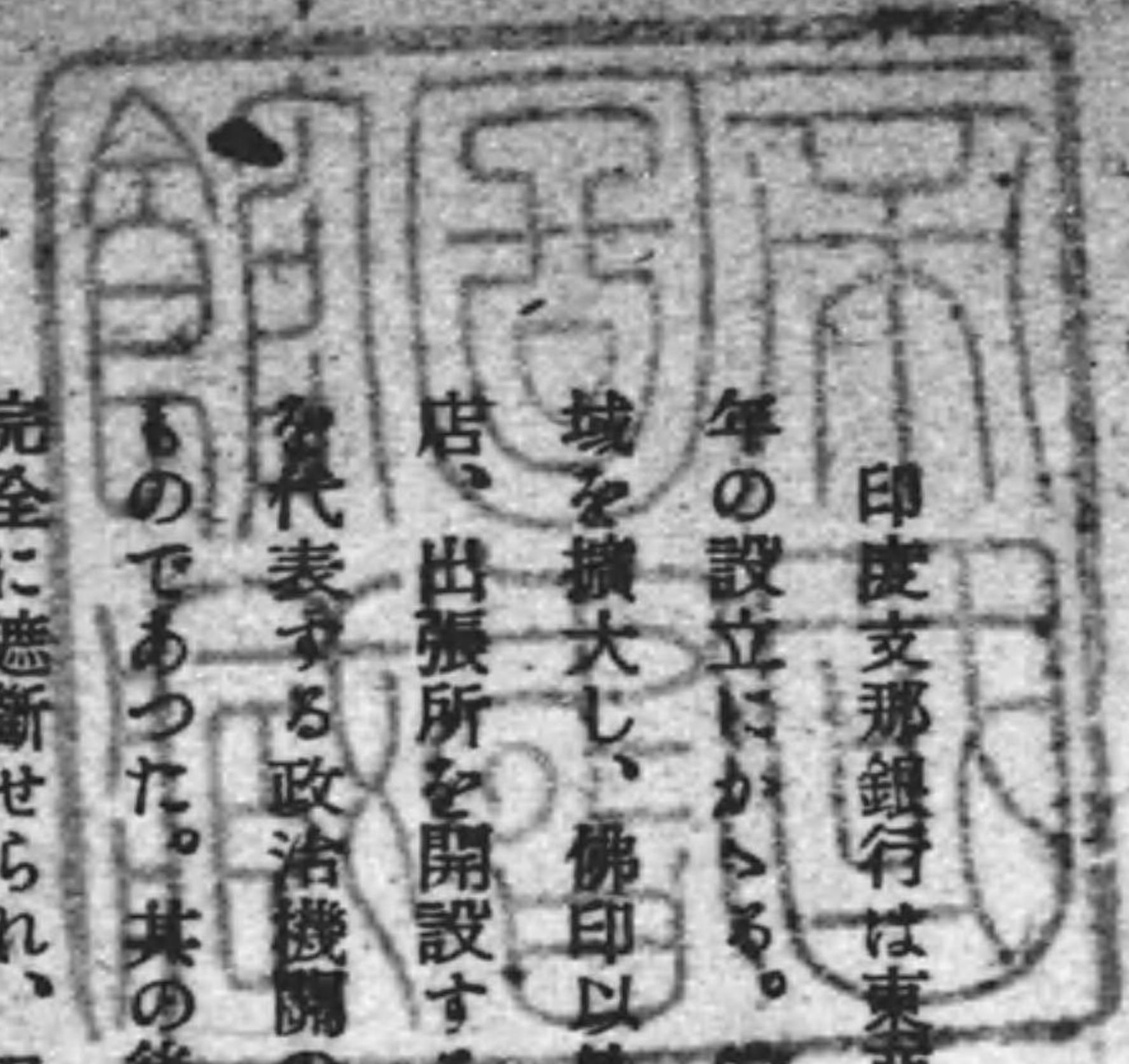
頭取席調査部 書記 系 井 弘 之

昭和十八年五月稿

(一) 發展過程

(イ) 特異なる發達

印度支那銀行は東亞に於ける列國植民地銀行中和蘭の爪哇銀行、英國の香港上海銀行に次いで古きもので一八七五年の設立にかるる。當初は佛印に於ける發券と金融とを目的としたのであるが、佛印經濟力の伸長に従ひその營業地域を擴大し、佛印以外に支那、日本、舊海峽植民地、佛領印度、佛領太平洋諸島、佛領ソマリランド等にも多數の支店、出張所を開設するに至つた。爾來今歐洲大戰によりフランス本國が敗退する迄は東亞に於けるフランスの利益を代表する政治機關の色彩をさへ帶び、その營業方針に關しては幾多世人の批判を浴びつゝも、その勢威は隆々たるものであつた。其の後歐洲戰局の進展、大東亞戰爭の勃發等によりフランス本國と佛印との經濟的聯繫は事實上殆ど完全に遮断せられ、フランスの東亞、特に支那に對する政治的發言權も亦消滅したけれども、現在尙支那及本邦に於けるフランスの殘存利益を代表し、特に佛印にあつては中央發券銀行として重きをなし、且つ潤澤なる資金を擁し國



家的保護を享けて爲替銀行、商業銀行、及拓殖銀行としても他の金融機關を壓倒して獨占的活動をなし佛印金融界を牛耳つてゐることに變りはない。特に同行が爲替業務に就て國家機關として爲替局の事務を代行しつゝ一方に於ては領内唯一の authorized dealer たることは外國銀行に對し優越的地位を占めるものである。

* フランスの他の植民地銀行、即ち所謂「初期五植民地銀行」——マルチニーク銀行、ガドループ銀行、レユニオン銀行、ギヤーヌ銀行及セネガル銀行（同行は後に解散し、西アフリカ銀行が新設せられた）並にアルジエリー銀行等がさして大なる成功を見てゐないのに反して印度支那銀行のみが斯る盛況を呈しつゝあるは何故であらうか、その理由としては各營業地域の地理的條件の相異、經濟發展段階の相異、資源分布狀態の相異等を擧げ得ること勿論であるが、其の外に銀行構成の相異と本國金融機關との關係如何と云ふことが考へられる。

即ち前記所謂初期五植民地銀行及アルジエリー銀行は一八五一年七月十一日付植民地銀行法に基き、政府によつて設立せられた官設銀行であつて、その監理、經營に關しては國家權力の干涉強く、從つて政黨の力が強く作用し、政變頻々たるフランスに於て斯る制度の下にある銀行は其の經營安固たるを得なかつた譯である。

之に對し印度支那銀行は直接政府が設立したのではなく、事實上私設機關として本國大銀行の共同資本の下に設立せられた「子銀行」であつて同行に對しては政府は特別の契約的法令を以て監督する外なく、植民地銀行法を適用するを得なかつた。この爲め他の植民地銀行よりは遙かに經營の自由を有し、法的にも地域的にも特權を享ける一方負擔義務は軽く、經營當事者は政府の意志に拘束されること少く、即ち政黨政治の影響を受けること殆どなく利潤追求に邁進し得たのである。これを可能ならしめたのは同行が中央銀行としての職能以外に一般業務に於て民間と直接且つ無條件に取引し得た變態的機構である。即ち印度支那銀行は發券銀行として獨占的地位を占め乍ら一方に於て國家

的立場から當然に要求せられる役割——植民地開發金融——の如きは成る可く之を回避し大貿易業者及大企業者を顧客とする私設商業銀行、爲替銀行として運營し得たのである。

(口) 改組の過程

斯る公益を閑却した自由な營利活動は同行の繁榮を齎し基礎を確固ならしめたのであるが、時勢は何時迄も同行をしてこの状態にあるを許さず、遂に本國政治家、佛印官憲、一部の資本家、農林業者更に惹いては本國政府の顰蹙を買ひ、同行に鋭い批判が下され改組の機運を醸生するに至つた。

由來フランスの植民政策は傳統的に極端な本國中心主義を採つてゐた。殊に本國一般人士は佛印に無關心で中には賣却説を唱へる者もあつた位で、従つて佛印の經濟開發の如きも大小資本家の注目を惹くに至らず、佛印は恰かも植民地中の繼子扱を受けて來た。此の間に於て印度支那銀行は自由奔放な營利活動を續け得たのである。

然るに第一次世界大戰後此の情勢は一變し、佛印經濟開發の重要性が本國に於て認識せられるに至り、佛印に於ける中央銀行の存在が高く評價せられると共に印度支那銀行の既存機構を以てしては植民地開發なる國家目的遂行の爲の中心的金融機關たるに不適當なりとの聲が高くなつた。
佛印がフランス本國との經濟關係尙稀薄にして經濟的未開地たりし時代に於ては寧ろ此の自由放任主義が銀行の基礎を鞏固にし、延いて發行制度を堅實ならしむるに至つたことは争はれぬが、フランス本國の佛印に對する關心が昂まり、開發期に入らんとするに當つては發行制度を從前通りの安易なる制限下に置くことを不可とする輿論が強くなつた。

此の發行制度改革に關する基本條件は印度支那銀行に關する事項の決定權を大統領の權限より移して同行を直接政府の統制下に置かんとするにあつた。即ち議會を經由する法律により印度支那の發券制度を確立し、政府が直接に營業に關與することにより、殖民地中央銀行として必然的に要求せられる公經濟的活動の實行を強制し得る組織となし、且つ發行權賦與に對する代價として佛印開發上必要な義務を課することであつた。

輿論が本國議會を動かすに至つたのは一九二〇年頃からである。以後改組の實現迄に約十年を費した。斯る長年月を要したのはこの間本國の通貨、財政、經濟の大動搖期に當り、殖民地問題もこれに引きづられたこと、佛印の幣制改革問題を同時に解決せんとしたこと、更にこの停頓に乘じ印度支那銀行當事者が强硬の態度を持続したためである。そして迂條曲折の揚句漸く一九二九年政府は印度支那銀行との協定により或る程度の要求を充し、一九三一年に至つて始めて之を實現し得るに至つたのであつた。

併し乍ら政府の拘束、政黨政治の影響を受けることを出來得る限り忌避せんとする印度支那銀行の營利會社的色彩は一九三一年の改組により或る程度國家機關的性質を帯びるに至つてから後も尙持續せられてゐる。本國政府對銀行の數次の交渉に際して歴代の政府が固執したにも不拘、遂に印度支那銀行法は頭取を官選させず重役會の互選とし、官選重役の數を全重役數の半數以下に留め、且つ其の資格を直接政治に關係なきものに限定した。

今此の組織を見るに頭取は取締役會の互選にして政府の認可を受くることとし、取締役會の總員十四名乃至二十名中官選は六名に過ぎず、然も此の中四名は本國政府代表、二名は殖民地代表であつて必ずしも同一步調を探るとは考へられない。従つて過半數票決を要する取締役會に於ては一般株主代表の意見が通るのが普通である。

但しこれは獨り銀行當事者のみが固執した點ではない。佛印傳統の資本家氣質とでも云ふべきものであつて、頻繁

に動搖する本國政治の波及を防止せんことを目的とするもので、本國政府も政界の實情に照し、讓歩せざるを得なかつたのである。即ち官吏、退職官吏並に上下兩院議員が取締役になるに就ては制限が附せられて居り直接官職を濫用する弊害を防ぎ得ることとなつた。

改組後の印度支那銀行を監理するものは政府のみであつて、株主代表の監理制度を認めない。政府監理を擔當するものは次の如くである。

- 一、植民大臣に隸屬する殖民地銀行監理委員會
 - 二、大藏大臣の承認を経て植民大臣の任命する印度支那銀行監理官
 - 三、大藏大臣及植民大臣の任命する臨時監査官
 - 四、植民大臣、總督又は地方長官の任命する營業所監督官
- 印度支那銀行は毎月末又は要求ある時は之等監督機關に對し必要な營業經過報告書、重役會決議錄を提出し又は其の現金、諸帳簿、證憑の検査を受けるのである。
- 結局官選重役制と云ひ、政府監理と云ふも寧ろ消極的に營業を監視するに過ぎざるものと解釋して然るべきであらう。斯の如く印度支那銀行を政治的に隔離したことは内閣更迭頻々たる當時のフランスの政情及總督が常に政黨的色彩を帯びてゐた當時の佛印の特殊事情に従して頗る重要な條件であつた。内閣の代る毎に首腦部を更迭し、營業上の方針轉換を強ひられる危険を根絶し得た點は印度支那銀行側の成功であり、發券銀行の堅實を期する上からも當然の措置と思はれ、延いては佛印に於ける企業家の傳統の方針を擁護し得たものと云へる。
- 次に本國金融機關との關係を見るに蓋し佛印の如く遠隔未開の殖民地に於ては本國に於ける如く各種金融機關の十

分なる進出を見る能はざるを以て、銀行の業務は自然多岐に亘ることとなり、又同時に常に常に潤澤なる資金を必要とするのであるが、其の資金供給の方法として一般に採用せられる所は銀行券發行権の賦與である。此の點に就ては前記初期五植民地銀行も亦印度支那銀行と同様發行権を享有してゐる。併し乍ら銀行券の發行に際しては其の根柢に正貨の豊富なる準備を必要とし、特に佛印の如く遠く本國を離れ經濟狀態の幼稚なる植民地に於ては正貨の擁護は極めて重要にして、且つそれは直ちに統治にも影響するものであるから兌換制度の健全を維持する爲に銀行の業務の遂行に就き一定の制限を受けることは不可避である。従つて法文上の發行権を有するのみにては完全なる資金享受とは言へないのである。即ち植民地銀行は其の資金の保有、轉換、運用、現送等を本國に仰がざるを得ず、不足資金の供給を受ける點は特に重要である。此の點に於て初期五植民地銀行等が皆孤立的にして十分なる資金供給機關を有しなかつたのに對し印度支那銀行は本國に於ける大銀行の子銀行たる關係上夫等から豊富なる資金の供給を得、同行は此の豊富なる資金と現地に於ける特權により佛印金融界に覇を唱へ來つたのである。一九三一年の改組以來國家の同行に對する拘束は資本參加により此の方面からも加へられることになつたのである。

今資金狀態に於てフランスの植民地銀行を英米の植民地銀行乃至その發券機關に比較するにその機構に於て、その運用に於て、前者は後者に比して著しき遜色あり、後者が倫敦紐育等の金融市場を中心として巧妙にして細緻なる運用を見せたるに反し、前者は巴里的保守的金融市場に頼らざるを得なかつた状態である。佛本國資本家が保守的な、つたことは植民地投資に對して英米人ほどの切實な利害と興味を有せず、金融市場に於ける投資對象としても植民地企業を危険視した佛人の退要的心理に基く。フランスの植民地銀行が條文の上に完全な構成法によつて成立したに拘らず、その運行が兎角思はしからず、結果に於て英米の植民地銀行と比較すべからざるものとなつたことは他に多く出るを得たのもこの爲である。

(ハ) 本質の變革

以上の如く印度支那銀行は佛國植民地銀行中特異の發達を遂げ來つたのである。改組交渉に於て銀行側が容易に政府の要求に屈伏せず、次第によつては發行権を抛棄しても從前の佛印及東洋に於ける商業銀行、爲替銀行としての地位を確保せんとする態度に出でたのはこれを國家的觀點から云へば甚だ不都合なものであるが、佛人に特有のコスマボリタン的見地からはかかる考へ方も出たのである。而してこの思想は改組後にあつても常に潜在的に片鱗を示して現在に及んで居る。

然るに一九三九年九月第二次歐洲大戰勃發後印度支那銀行の佛印に於ける地位は過去の一切の時代に於ける夫を超越する重要なものとなつた。佛國の佛印に於ける經濟的活動はこの機構によつて初めて維持さるゝこととなつたのである。一九四〇年本國との連絡杜絶後同行の地位は名實共に完全なる獨立の中央銀行となつた。銀行當局は本國に於ける重役會と事實上隔離され、佛印に於ては總督府財務局の下に總監督役ボール・ガナーを中心とする僅少の使用者スタッフにより總督府と渾然一體をなして動かざるを得ない状態となつた。事態が茲に至つては印度支那銀行は從來の傳統的營業政策を清算して純粹な中央銀行として動かざるを得なくなつ

た。一九四〇年は一九三〇年に次いで同行の第一次更生の年である。併し乍ら第二次歐洲大戰の勃發以來一九四〇年七月皇軍の佛印北部平和進駐迄の時期及その後の第一次日佛印經濟交渉に至る迄の時期即一九四一年初迄は佛印當局の本邦に對する態度が過渡的であつたことに即應して銀行當局の態度も亦甚だしく東亞の大局を理解せざるものであつたと云はざるを得ず。換言すれば當時は尙佛印經濟の米英依存を可能の最大限度迄維持せんとする方針によつて動いてゐたのである。

昭和十六年（一九四一年）五月六日の第一次日佛印經濟協定と共に關聯する横濱正金銀行印度支那銀行間支拂協定の成立は佛印の政治的經濟的本邦依存を決定し、印度支那銀行の業務も亦本邦を中心に運営することとなつた。次いで大東亞戰の勃發とその直後に於ける日佛印共同防衛協定の成立は佛印の經濟的地位を、而して印度支那銀行の運營方針を原則的に決定したものであつて、十七年七月十八日の日佛印經濟協定第二年度實行協定、十八年一月二十五日及三月四日の第三年度實行協定と共に伴ふ三月二十日横濱正金銀行との間の第二次支拂協定は印度支那銀行の業務の基底に根本的な變革を與へたものである。即ち現在の印度支那銀行は佛印に於ける佛國の主權を認むる本邦の公正な政策からその存立は完全に認められてはゐるが、本質的には東亞共榮圈の圓貨圈内に於ける一地域の分派金融機構であつて、偶々佛國の主權を認めることに於てその運行に圈内地域の金融機關に比し例外的獨自性を與へられてゐるに過ぎぬ。

要するに印度支那銀行は現在第三次の更生的發展形態にある。この段階に於いて何處迄その運用上の獨自性を認むべきやが現在の懸案となるものである。

（一一）沿革

今以上の發展過程を時期別に觀るに大約左の通りとなる。印度支那銀行は一八七五年設立せられ其の發展の道程は之を次の四期に大別することが出来る。

第一期	一八七五年——一八七八年	生 成 時 代
第二期	一八七八年——一九〇〇年	初期中央銀行時代
第三期	一九〇〇年——一九一九年	發 展 期
第四期	一九一〇年——一九三一年	過 渡 時 代
第五期	一九三一年以降	改組後

（イ）生 成 時 代

第一期は印度支那銀行が交趾支那及佛領印度に於ける純然たる植民地銀行時代である。同行は一八七五年 Comptoir National d'Escompte de Paris, Société Générale de Crédit Industriel et Commercial, Banque de Paris et des Pays-Bas の協同出資の下に大統領令に基き創設せられ、其の最初の資本金は八百萬フランで、巴里に本店を、サイゴンとポンジシエリーに支店を設けた。そして一十ヶ年に汎る發行権を賦與せられ其の發行區域は交趾支那と佛領印度であつた。

當時の主なる規定は

一、印度支那銀行は規定區域内に於て發行權を有すること

一、植民省の管轄に屬する植民地銀行監理委員會の監理を受くること

一、銀行券發行高は如何なる場合に雖も、保有準備の三倍を超過せざること等で發券の本務以外に收穫擔保貸を附帶業務として課せられた。斯くして發券銀行たると同時に貸付割引銀行となつた同行は更に發展して商業銀行としても急速な發達を遂げるに至つた。

尙最初の印度支那銀行券はフラン表示であつて法定通用力を有したが、政府は此の銀行券に對しては銀行が破産した場合は其の責任を負はざることとした。當時交趾支那に於ける通貨は混亂時代にあつて、土貨と墨銀とが主として使用されてゐたが、當初政府はフラン、特に二フラン五〇仙の銀貨を以つて法貨とせんとする意図であつた。併し乍らかかる企畫は到底成功の見込なく、墨銀の勢力は牢固として抜くべからざるものであつた。結局過渡期に於ける一時的便法として銀行はこのフラン表示の紙幣と略等價のピアストル紙幣を發行することを得ることとなつた。此の一時的便法は結局決定的本則となつたのであるが此のフランとピアストルの略等價たるべしとの規定は後に至つて撤廃せられ、フラン銀行券も亦間もなく回収された。爾來佛印に於ける發行券はピアストル銀行券のみである。

(口) 初期中央銀行時代

一八八八年二月二十日付大統領令は發行權の一八九五年より十ヶ年の延長を認め、發行權行使區域を更に柬埔寨、安南、東京及ニーカレドニヤに迄擴張し、公稱資本八百萬フランを一千二百萬フランに増額した。次で銀行は一八九〇年海防、河内、ツーラン、ブノンベンの四ヶ所に、一八九四年には香港に、一八九七年にはバンコツクに、一八九年に夫々支店、出張所を設置するに及び東洋の重要な商工業中心地にはその營業所を有することとなつた。斯くして同行は佛印にあつては漸次本質的中央銀行たる形態を整へると同時にフランスの東洋に於ける經濟活動の中樞機關となるに至つた。

(ハ) 發展期

一九〇〇年五月十六日付大統領令は更に發行權の一九二〇年一月二十日迄の延長を認め、資本金を二四百萬フランに増額した。その後資本は一九〇五年に三六百萬フラン、一九一〇年に四八百萬フラン、一九二〇年に七二百萬フランに増額されて一九三一年の改革に至つたのである。

この大統領令により同行定款も重要な改正がなされた。即ち印度支那銀行はその支店を置く外國に於いても銀行券を發行し得ること、同行が營業をなす國に於て發行せられる國債の募集に應じ、又は財政的事業並に商工企業に關興し得ることが其の主眼であつた。

此の改正の目的は一に支那に於ける利權獲得競争に於て外國銀行——横濱正金銀行、香港上海銀行、暨咲銀行、獨亞銀行等——と拮抗する爲であつた。日清戰爭後清國の疲弊に乘じた列強の對支進出は一層激烈となり、支那に於ける鐵道敷設權、鑛山採掘權等の獲得に狂奔し、進んで支那政府の借款に應じようとした。フランスも亦この支那經濟分割競争に乗出し、印度支那銀行をしてその代表者たらしめんとしたのであるが同行の佛印に於ける發券銀行たる立場と營利會社たる本質はその危險なる業務に積極的に乗出す事を許さず、借款の應募等には消極的な態度を探らざるを得なかつたのである。一九〇〇年の改正はかかる障礙を除去して、支那に於ける業務の發展を期したものであつた。

斯くて印度支那銀行は其の營業範囲を佛印及其の他の東洋に於ける植民地のみならず泰國、支那、日本及英領植民地に迄擴張し東洋に於けるフランス經濟活動の實質的な擔當者となるに至つた。

(二) 過渡時代

この時期迄即第一次大戰前のフランス本國一般の佛印に對する態度は冷淡なものであつた。然るに大戰を通じて佛印に關する政治經濟の認識は著しく進み、其の重要性が強調せられると同時に、佛印經濟の發展を推進すべき中央銀行問題が論議せらるゝに至つた。問題の焦點は印度支那銀行を改組すべきや或は新たに中央銀行を創設すべきやに分れた。當然發行權を延長せらるべき印度支那銀行に對して何故に斯る問題を發生するに至つたか、その依つて來る處は實に過去の印度支那銀行が植民地中央銀行として本國經濟、佛印經濟の要請に應へる方向に進まず、飽く迄本國に於ける一部資本家の利益の爲の利潤追求にのみ活躍した點にあつたのである。

輿論成立の地盤となつたのは佛印の一部官憲、一部の資本家、現地關係農林業者及一般大衆である。その云ふ處は次の如くであつた。

(一) 官憲の不平・佛印官憲中にはその國庫金取扱、公債取扱に關する印度支那銀行の如何にも申譯的な態度に不快を抱く者が少くなく、殊に他の植民地銀行と異り本店を巴里に有する關係上植民地官憲を輕視する態度があつたと云はれ、就中諸種の問題中最も官憲の反感を買つたことはフラン擔保貸問題であつた。同行は固より此取引を拒絶してゐたのではない。併しその擔保價額の標準となるべき爲替相場に就ては殆ど禁止的な相場を出すが故に結局事實上は拒絶と同様の態度を採つてゐた譯である。

(II) 一部資本家の不平・この點はフランス系小資本家及華僑に於て特に甚しかつた。同行は大資本家側特に所謂「サイゴンの四社」Denis Frères, Compagnie de Commerce, Société Commerciale, Hale Compagnie 及びその傍系會社に對してはあらゆる便宜を計り、之等以外の佛系商社、華僑に對しては甚だ冷淡な態度を採つてゐたのである。

(III) 農林業者の不平・佛印に於ける農林業者は收穫擔保貸若しくは長期低利資金を必要とすること頗る大であつた。例へばゴム栽培業者の如きはフランの下落とゴム價額の下落のため一九一〇年以降一二・三ヶ年間窮乏の極に達し、遂に總督府を動かして補助金を得るに至つた。併しこの如きは窮餘の策であつて各州農業會議所は之よりさき低利資金、設定に就て常に請願を續けてゐたにも拘らず、之に對する印度支那銀行の態度は依然として煮え切らぬものであつた。

更に收穫擔保貸に至つては定款に明記してあるにも拘らず有名無實の有様で空文的存在であつた。

(四) 一般の不人氣・前述の諸階級以外の一般人士の同行に對する感情も極めて悪く、特に物價問題に關するその營利本位の行動は世人の非難を浴びた。又華僑との關係に就いても一部資本家を除いては同行に冷遇せられてゐたので不評を買つてゐた。土民は一般に同行と直接取引を持つこと少く、その關係は極めて稀薄であつたやうである。

又同行の中法實業銀行に對する壓迫も世人の非難の種となつてゐた。之に就いては Regnam 檢事は「一個の佛國企業を破壊する嫌忌すべき反佛的行爲なり」と評してゐる。

斯の如く印度支那銀行の佛印に於ける不評は一部大資本家を除き社會の輿論と迄なつたので、結局此のことはフランス本國議會の問題となるに至り、遂に一九一七年五月三十一日爾後同行發行權の更新は總て議會の協賛を經るを要

すと決議せられるに至つた。斯くて之迄大統領令によつて簡単に更新せられて來た印度支那銀行の發行權は他の植民地銀行の夫と同じく議會の拘束下に置かれたこととなつた。

同行の特權に對する他の拘束は一九二〇年一月二十日迄に新印度支那銀行案を作成して之を委員會に諮るべきことが規定せられたことである。そして其の間及び議會通過迄の臨時措置としては暫定的に大統領令によつて逐次短期的な延長假認可を與へることとなつた。

一九二〇年以降政府は發行權更新に對する條件の下交渉を開始したが、政府自らも頻々と更迭し、其の度に交渉の基本方針も變更を見、銀行の態度も亦再三變化したるため交渉は屢々紛糾し輿論亦複雜となつた。加ふるに佛印は幣制改革の實施に就て上下輿論沸騰し、愈々金本位を斷行せんとしたる時期に本國通貨の崩落時代となつた。發券銀行問題は必然的に幣制改革案と結合すべきものであり、幣制改革案は又必然的に本國フランの經濟に從ふべきものである。一九二六年のフラン切下迄はこの問題は手を付けられぬ狀態に陥つた。そして愈々法案の議會に提出される迄には十年の歲月を経た。この間發行權は前記假認可の形式を以て短期を區切つて更新せられ一九三一年に至つて漸く解決を見たのである。

交渉に當つては歴代の政府は印度支那銀行の私設會社的色彩を薄弱化せしめ、政府の支配力を強化して植民地中央銀行としての本來の職能の遂行を強制せんとし、交渉中に或は同行に對し單に中央銀行としての職能を與へるのみにて商業銀行としての取引は一切之を地方銀行に委譲すべきこと、或ひは頭取、重役の過半、總支配人の官選等を條件とした。この要求は當時のエリオ内閣の社會主義的色彩によつて益々濃化され、銀行は之れに反撥して遂に一九二五年同行は發行權を拠棄して政府と絶縁することを示す態度を探るに至つた。

一九二五年以後、交渉は斯くして一時停頓の形をとり残るは發券銀行の創設問題となつたが、總ゆる見地よりしても新發券銀行に印度支那銀行の參加を求むる事の必要が痛感せられた。即ち事實上新たに發券銀行を創設しても、之を單に中央銀行としてのみ維持すれば多額の缺損を生ずること明らかである。又之を半ば爲替銀行の如き性質のものとすれば資力と經驗に富む印度支那銀行は之に對して競争的態度に出でることとなる。更に又印度支那銀行を新發券銀行と絶縁せしめることは佛印に於て絶大なる勢力を有する同行の今後の行動を益々自由奔放のものたらしめ既に存在する一種の財閥の發達を益々助長して、殖民地經濟發達に面白からざる結果を來たすこととなる。又新銀行に印度支那銀行を參加せしめれば主客を替へて子銀行の爲に親銀行が支配されることになる。斯る情勢よりして政府側は一種のデレンマに陥り問題は益々紛糾するに至つた。

又銀行側に於ても其の重役中に發行權を捨てることは銀行將來の營業上甚だ不利なりとし讓歩を可とするものと銀行の有する資力と地盤は無特權で營業するも何等憂ひなく、却つて絶縁無拘束を有利なりとするものとあつた。

Poincaré の内閣は幣制改革の必要から發券銀行問題の急速な解決を希望し、交渉は頻々と行はれたが協定成立を見るに至らず、一九二九年に至つて Tardieu 内閣の植民大臣 Piétri は遂に大綱を決する迄に漕ぎつけた。交渉の難點は要するに重役會の組織の變革にあり、政府は頭取、總支配人の官選を固執したが結局頭取は從前通り Stanislas Simon を其儘認可するとの了解を與へたので銀行側も漸く讓歩を承諾するに至つたと傳へられる。

かくして一九二九年十一月十六日至つて政府對印度支那銀行の協定は漸く成立し、此處に印度支那銀行は改造を條件に東洋に於けるフランスの唯一の發券銀行として存續を認められることとなつた。

(木) 改組後

前記一九二九年十一月十六日付フランス政府と印度支那銀行との協定を骨子として作成せられた發行權更新法は議會を通過し、一九三一年三月三十日付公布せられ、同年五月二十六日付印度支那總督令を以て同日以降印度支那に施行せらるべきとなつた。

此の發行權更新法は從來大統領令を以て印度支那銀行に與へられた發行權を新たに法律を以て規制した上更新したもので、一九五六年迄佛印に於ける發行制度を規定するものである。從つて本法以降は條項の改廢を大統領令によらず議會の協賛を要することは勿論である。

(三) 印度支那銀行法の検討

印度支那銀行に新たに發行權を與へたのはこの更新法であるが、之に附屬する一九二九年十一月十六日付政府、銀行間の協定も亦發行制度を規制し、又從前總督令により公布せられた諸法令中新法に矛盾せざる條項も佛印に關する限り效力を有すると共に印度支那銀行新定款も更新法の附屬書類として發行制度を拘束するものであつて、一般に發行權更新法と附屬協定書及定款の三者を總稱して印度支那銀行法と云ふ。

印度支那銀行法は植民地銀行法が全佛領植民地銀行を總括的に拘束するのと異り佛印の特殊事情と印度支那銀行從

來の沿革とを參照して特に設けた植民地銀行法の特別法であつて、其の特異な點は印度支那銀行を佛印の發券銀行と認めるごとに、一方普通の爲替銀行、商業銀行としての機能をも許したことである。而して從前同行に與へられてゐた營業範囲は其儘存續せしめ、之に新たな負擔義務を課したのである。

印度支那銀行法に基いて改革せられた同行の制度は大要次の如くである。

(イ) 銀行の管理

- 1、頭取、副頭取の選任
- 2、取締役會

頭取は重役會の互選とし大統領令による認可を要す。副頭取は官選。

- 3、取締役會の定員を十四名乃至二十名とし、其中本國政府を代表する四名及印度支那政府を代表する二名計六名を國家が任命し、取締役會の會長も亦國家が指命する事となつた。但し頭取と會長とは兼任を許さず。
- 4、總支配人及支店支配人の任命
- 5、總支配人、支店支配人共に取締役會が任命することになつてゐるが、矢張政府の認可を要する。
- 6、株主總會

株主總會に於ては二十五株を以て一票とし一千票を以て限度とする。

尙佛國商法に依る一般株式會社の監査役が株主總會の選舉によるのに對し、印度支那銀行の監理は前記の如く總て國家機關の手によつて行はれる。

(口) 資本の構成

舊印度支那銀行制度下に於ける資本金は公稱七千二百萬法、一株五百法、十四萬四千株で成立し、この拂込四百十五法、即ち拂込済資本金六千八百四十萬法であつた。

新制度ではこれを一株五百法の二十四萬株とし全額拂込とした。即ち九萬六千株、四千八百萬法の新規増資と三百六十萬法の舊株未拂込金の徵収とによつて拂込済資本金一億二千萬法とした。

此新株式九萬六千株は平價募集とし、此の中四萬八千株を政府で所有することとなつた。政府株はフランス共和国政府及關係各植民地の名に於て所有し、一九三一年三月三十一日印度支那銀行法の公布と共に平價で拂込の上、同年七月以降完全に株主權を得た。

政府株四萬八千株の中八千株は本國政府が、残り四萬株は銀行が發行權を有する各植民地、即ち印度支那、佛領印度、大洋洲植民地及佛領ソマリランド政府が分擔の上拂込を行つたもので、その歸屬者を異にする譯である。

右四萬八千株の處分に付ては協定により原則として印度支那銀行が發行權を有する限りは譲渡又は賣却せぬことと規定せられてゐる。

(ハ) 業務

同行は印度支那銀行法の下に植民地中央銀行として發行權を享有し、發行業務を擔任する外一般銀行業務、即ち爲替、預金、貸付業務を營むことを認められてゐる。

以下植民地中央銀行の機能として最も重要な發券業務及拓殖資金業務に就て記述する。

A 發券業務

印度支那銀行が一八七五年創設せられて以來今日迄發行權を獨占し來つたことは既述の如くである。

佛印の幣制は長く銀本位を維持して來た。他の佛領植民地が殆ど總て——佛領印度及モロッコ保護國を除き——金に基礎を置くフランを用ひてゐたのに、當領のみが獨特のピアストル銀貨本位を用ひたのは住民の銀貨に對する傳統的執着を尊重したこと、佛印經濟が銀貨國支那と緊密な關聯を持續したことによる。當時當領の輸出の多くは米であり、其の七〇%は銀が支配的支拂手段であつた南支及香港向であつたことが銀本位の利便を感じしめたのである。二十世紀初頭に於て佛印の幣制はピアストル銀貨本位の確立を目指し一應の整備を見たのであつたが、爾來續發した内外幾多の事由により遂に一九三〇年に至る迄銀本位の持續を餘儀なくせられ、佛印は實に世界最後の銀本位國として殘つたのである。この間、銀の國際市場に於ける價值の激しい且つ頻々たる變動は直ちにピアストル爲替の動搖となり、貿易に甚大なる障礙を與へ、本國フランの崩落期には對本國經濟關係に重大なる脅威となり、殊に本國大資本の招來を必要とする時期に當つてこの障礙は更に痛切に感ぜられ、幣制改革の必要が識者の中に叫ばれるやうになつた。一九二六年ボアンカレ・フランの實現後本國通貨は漸く安定するに至つたので、佛印の幣制改革準備は始めて軌道に乗り印度支那銀行は總督府と協力して銀準備の賣却と金準備の集積に努力した結果遂に一九三〇年五月三十一日付大統領令に基き佛印幣制は金本位へと移行した。

印度支那銀行の改組はこの幣制改革と併行して實行されたものであり、改組後の發券業務は新たに制定せられた金塊本位制の上に立つ。右大統領令の要旨は次の如し。

第一條 印度支那聯邦ノ貨幣單位ビアストルハ量目六五五ミリグラム品位千分ノ九百ノ金ニヨリ構成セラル。即チ一九二八年六月二十五日付法律ノ規定ニヨル一〇フラン等價トス。

第二條 印度支那銀行ハ其ノ銀行券ノ持參人ニ對シ一覽拂フ以テ之ヲ金ニ兌換スルコトヲ保證スベシ。同行ハソノ銀行券ト量目六五五ミリグラム品位千分ノ九百ノ比例ヲ以テ金ト交換スルコトニヨツテソノ兌換ヲ保證スベシ。兌換場所ハ同行ノ選擇ニヨリ西貢又ハ巴里トス。此ノ場合西貢、巴里間ノ現送費用及保險料ヲ免除ス。同行ハ大藏大臣及植民大臣ト同行トノ協定ニヨリ決定サルベキ最少限度内ニ於テノミ兌換ヲナス權能ヲ有ス。

印度支那銀行ハ西貢支店窓口ニ於テ一ビアストルニ付キ量目六五五ミリグラム品位千分ノ九百ノ比例ヲ以テ金ヲ買上ゲル義務ヲ有ス。但シヨノ場合利息ヲ免除スルヲ得ズ。同行ハ巴里造幣局ノ定ムル料率ニ從ヒ鑄造費用ヲ賣却者ヨリ徵收スルコトヲ得。尙鑄造試験費用モ賣却者ノ負擔トス。

第三條 印度支那銀行西貢支店ニ於テハ銀行券流通高ト當座預金勘定残高トノ合計額ノ最少三分ノ一二相當スル正貨準備ヲ常ニ保有スルヲ要ス。右正貨準備ハ金地金又ハ直チニ金貨又ハ金地金ト兌換シ得ベキ devise ヲ以テ構成サルベキモノトス。

第四條 ピアストル硬貨ハ從前通り無制限通用力ヲ有ス。印度支那銀行ハ印度支那ニ於テハ其ノ營業所窓口ニ呈示サル、コトアルベキピアストル硬貨ヲ無制限ニ受入ル、コトヲ要ス。同行ハソノ受入硬貨ヲ總督府ニ交付シ、ソノピアストル對價ヲ以テ總督府勘定ヲ信記ス。

第五條 本令ニ抵觸スル一切ノ規定ハ之ヲ廢止ス。

第六條 植民大臣及大藏大臣ハ各ソノ職責ノ關スル範圍ニ於テ本令ノ施行ヲ擔任ス。本令ハフランス共和國官報及印度支那官報ニヨツテ公表シ、又植民省省報並ニ印度支那各邦行政廳ノ公報ニ掲載ス。

一九三〇年五月三十一日

巴里ニ於テ

共和國大統領 Gaston Doumergue

植民大臣 Piétri

大藏大臣 Reynaud

佛印に於ては右一九三〇年五月三十一日付大統領令による貨幣條令と、印度支那銀行法とが本位貨幣規制の根幹をなし、印度支那銀行は大約次の如き條件の下に其の發行権を更新せられることとなつたのである。

(1) 基本的條件

(イ) 發行権の期限 一九三一年三月三十一日以降二十五ヶ年

(ロ) 強制通用力 印度支那銀行の營業する佛國殖民地及保護國に於て、官公金庫及私人間に法貨として受入れられる。

(ハ) 發行區域 佛印、太洋洲佛領殖民地、ニユーカレドニヤ及其の屬領、佛領印度、佛領ソマリランド。

海外諸國に於ける支店、出張所は植民大臣、大藏大臣及外務大臣の申請による大統領令に基いて、銀行券を發行することを得る。

(ニ) 發行額制限 (第一次制限額) 一億七千五百萬比弗。

(ホ) 銀行券の種類 百ピアストル、二十ピアストル、五ピアストル、一ピアストルの四種。

右發行に當つては當該殖民地の諸法令に規定したる條件に適合し且つ植民大臣及大藏大臣の認可を要す。

(ヘ) 兑換。銀行券は持參人拂且一覽拂シ、之を發行した支店に於て兌換に應す。佛國殖民地及保護國以外の

地域にありては植民大臣と銀行との協定に依り、支店の外特定出張所に於ても兌換し得るものである。（銀行券の發行は佛領植民地及保護國では支店に限る）

- (ト) 準備 各支店は其の發行總額と當座預金勘定残高の合計に對し常に最少其のまゝに相當する準備を保有せねばならぬ。右準備は銀行が發行權を行使する植民地の幣制を規定する諸法令に適合するを要し、且金地金、正貨及正貨又は金地金に換價し得べき證券を以て構成さるゝを要す。

(2) 附加的條件

(イ) 賦課金 (redevance) 賦課金は銀行券發行額と當座預金貸方残高との合計より保有準備金、フランス銀行への預託金又は官公團體への特殊貸付金を控除したる高に對して算出す。

發行後二十五ヶ年以上となりたる銀行券未回収額を國庫に納付す。

賦課金より生ずる歲入は所屬地域の金融組合又は農業發展を助長する目的の公共機關の設立若しくは其の運用資金に充當す。

未回収銀行券の納入金は當該植民地の準備基金とし、爾後呈示せらるべき銀行券の兌換は植民地政府の負擔とす。

(ロ) 政府貸上金 佛印總督府に對し二百萬ビアストル、佛印以外のフランを法貨とする三植民地政府（ソマリランド、ニュー・カレドニヤ、太洋洲の佛領植民地）に各百萬フラン、佛領印度政府に對し十萬ルピーの無利息貸上及佛印總督府保證の下に佛印地方農業金融組合に對する貸出一千二百萬フラン迄。

(ハ) 國庫事務 所屬植民地政府に屬する國庫關係事務及其の動產保管、フランス國庫債券、大藏省證券、國民公

債及所屬植民地公債の持參人拂利札の支拂を無料で取扱ふこと

國庫勘定の受拂 當座預金、送金、現送事務の取扱。

(二) 爲替業務 西貢手形交換所加入銀行に對しビアストルとフランの先物賣買取引を引受け、最長六ヶ月のフランの直賣、先買を當日の公定相場を標準として實行すること。政府の採るべき為替安定策に協力する。

(ホ) 支店、出張所及分店の設置 印度支那銀行は Saigon, Pondichery, Papeete, Djibouti 及 Nouméa に支店を置き Bangkok, Battambang, Cantho, Canton, Fort-Bayard, Haiphong, Hankéou, Hanoi, Hongkong, Hué, Mongtzé, Nandinh, Pekin, Phnompenh, Quinhon, Shanghai, Singapore, Thanhua, Tientsin, Tourane, Vinh, Yunnanfou に出張所を有す。

政府は植民大臣の指定する地區に新に出張所を開設せしむることを得。但し右により開設せらるべき出張所の數は一ヶ年に一ヶ所、合計二十ヶ所を越えるべく、又發行權消滅前の五ヶ年間は此の義務なし。

〔以 上〕

然るに一九三六年九月二十六日フランス政府は再びフランの大幅切下を斷行した。所謂オーリオル・フランである。佛國はこれと同時に金本位制を停止するに至つた。

之に對應して佛印に於ては同年十月一日付總督令を以て金地金、金棒、金塊の輸出を禁止すると共に十月二日付大統領令に基き十月十四日付總督令により一九三〇年五月三十一日付大統領令に於けるビアストルの純分、銀行券の兌換及金買上義務に關する規定の施行を停止してフランの切下に順應したのであつた。

一九三六年十月二日付大統領令

第一編 印度支那ノ幣制ヲ規定セル一九三〇年五月三十日付大統領令第一條及第二條ノ規定ハ其ノ適用ヲ停止ス

第二編 將來印度支那ノ貨幣單位トナルベキビアストルノ金ノ新含有量ハ道テ植民大臣及大藏大臣ノ協議ニ基キ大統領令ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三編 前條ノ大統領令ノ制定ニ至ル迄印度支那銀行ハビアストルニ付キ十フランノ割合ヲ以テ其ノ銀行券ヲフランスフランニ兌換スル義務ヲ有ス

更に一九三六年十月一日付法律はその第七條に於て「アルヂエリヤ及植民地の發券銀行は如何なる立法的又合意的規定にも拘束されることなく其の保有準備をフランスフランを以て構成することを得」と規定してゐる。

斯くて佛印は一ビアストル十フランの割合を以て本國貨フランにリンクする本國爲替本位制を探ることとなつた。此處で前記法律に「……其の保有準備をフランスフランを以て構成することを得」とあるのは植民地に於て其の通貨の基礎が紙幣なりとすることにより原住民の動搖することあるべき懸念から迂回的表現を用ひたのであらう。

一九二九年以後印度支那銀行券の發行高及び準備高を見れば次の如くである。

年	大 發行高	(單位百萬ビアストル) ×一九四二年八月 準備高
一九二九年	一四六・二	四五・〇
一九三〇年	一二一・五	四七・〇
一九三一年	一〇二・一	三六・〇
一九三二年	九二・九	三八・三
一九三三年	九一・二	四五・四

一九三四年	九五・〇	五〇・〇
一九三五年	八八・三	六五・六
一九三六年	一一三・四	八〇・〇
一九三七年	一一三・四	一二四・三
一九三八年	一七四・〇	二二七・〇
一九三九年	二一六・〇	二九三・〇
一九四〇年	二八〇・〇	
一九四一年	三四六・〇	
一九四二年	× 四三五・〇	

尙發行準備の内容は原法にあつては前記の如く、金地金又は金地金に換へ得る *devise* たることとなつてゐるが、最近は大部分外國爲替である。即ち一九三八年未に總準備額の八八%、三九年未に九三%、四〇年三月に九五%となつてゐる。

第二次歐洲大戰にフランスが敗れてビアストルとフランのリンクは絶たれ、且つ外國爲替の一部を喪失したのであつたが、元來植民地は輸出超過を通例とするものであつて、印度支那も此の例に洩れず、短期間に再び相當の外資を獲得し、凍結令の適用を受ける迄は在米資金によつて一ドル四・三ビアストルの比率を以て實質的に米ドルにリンクしドル爲替が準備中の相當部分を占めてゐた。

然るに英米プロック諸國が佛印に對し資産凍結令を適用するに至り、手持外國爲替及在外資金中ビアストルの發行準備としての機能を喪失したものがあることは想像に難くない。その額は幾何となるか推算に苦しむが資金の轉換に

かけては巧慧や手腕ある印度支那銀行ではあり、且凍結直前に於ける佛印と米國との關係の微妙であつたことに鑑み甚だしく高額のものではないとも考へられる。

然して大東亞戰勃發以後は圓が準備額中の相當部分を占めてゐると考へられる。印度支那銀行の發行高は不發表となつてゐるが假りに之れを大約四億五千萬ピアストルとし、當座預金を五千萬ピアストルと推定すれば、五億ピアストルの發行準備額は一億七千萬ピアストル内外を必要とする。之に對し、フランス本國と佛印との交通杜絕し貿易のなくなつた現在フラン爲替の取得は全く不可能の状態にあり、日本其の他の圓域諸國を除く外國とも同様の關係にある。從つて急速に増大する發行高に對し、同行が銀行法を正確に守つて準備を確保してゐるとするならば其の中の相當部分は圓爲替を以て充當せられてゐると推定せざるを得ないのである。但し之も特別圓は封鎖圓であり、自由圓にして日本の爲替管理があり關係法に所謂「金地金に換價し得べき devise」に該當するか否かは頗る疑問であるが、現在この點に拘泥する事は不可能で所謂 *devise* の解釋の如きは二次的な問題である。而してこれに就て現在迄何等法文の改正を見ない點から觀れば總督府及銀行當局は共に原法の便宜解釋によつてゐるものと觀なければならぬ。何れにしてもこの實狀即ち同行發券準備中に於ける圓の增加は日本の佛印經濟に對する支配力強化を意味するものである。

B 拓殖資金業務

佛印の如き開發過程にある植民地にあつてはその中央銀行は發券銀行たる以外に開發に必要な農林業經營金融に應する點にその存在理由を有する。印度支那銀行の創設目的の一つもこれにあつたのであるが、實際上第一次大戰前の佛印は經濟的には本國との連繫甚だ薄く輸出の大半は東洋に於て消化され、輸入は主として本國に仰いだがその額は僅小であった。投資關係に於ても本國資本家は敬遠の態度を探り、この間營利機關的色彩の濃厚な同行は利益の少が不十分乍ら一應法文上に明記せらるゝに至つた。

一、農林資金

1、賦課金

印度支那銀行法は印度支那銀行に對し發行權更新を認めるに同時に發行權行使に對して賦課金を徵し之を農業金融機關の設立又は運營資金に充當することを規定してゐる。(協定第八條第一項第二項)

2、貸出資金

印度支那銀行は地方農業金融組合に對する既存貸出以外に新たに、發行權行使區域の植民地に於て佛本國法令の下に爾後本體を構成し、總督又は州長官に依つて指定認可せらるべき農業金融團體に對し割引及貸付勘定を開設することを要し、右融資は組合の拂込資本總額と同額を限度とし、貸出最高制限額は一千二百萬フランとす。此割引に適用すべき利率は公定割引歩合より二歩低率とし五分を超ゆることを得ざることとなつた。(協定第八條第二項)

印度支那銀行が農業金融に關し義務として規定せられたものは農民銀行と農業金融組合とに對する貸付のみである。右規定に基いて同行が佛印に於て供給した貸付資本高は大體左の如く推定せられてゐる。

一九三一年—三四年 約 一〇〇萬ピアストル
一九三五年 ム 五〇萬 ム
一九三六年 ム 七〇萬 ム
一九三七年 ム 一三〇萬 ム
一九三八年 ム 二〇〇萬 ム

二八

八、擔保權

尙印度支那銀行法は同行に賦與せられた發行權の付帯義務として同行の營業地域に於ける公益貸出を命じてゐるが、其の擔保權に就て次の如く規定してゐる。

一、一九一九年三月二十一日付法律に基き設立せられた農業銀行に對し認められたる保證又は質權を構成する收穫、商品、質權、動產證券に關する權利は印度支那銀行に對しても之を賦與す。

二、收穫擔保借入金を以て開設せる當座預金又は之により得たる資金に對しては差押を許せばその本來此の規定の存する所以は貸出の性質が農業資金であり開拓に使用するものである關係上之の差押を得ず。

目的を遂行し得ざることゝなるからである。

印度支那銀行の農林資金の義務的貸出は賦課金により調達されるが如く規定せられてゐるが、その金額は最高百二十萬ピアストルを限られて居り同行にとつてさして大なる負擔と稱すべきものではない。のみならず最高年五分の利息徵收を認めるることは可成有利な條件と思はれる。そして印度支那自體の立場からも更に大東亜共榮圏の一環としての見地からも當領に於ける農林業發展の緊要の度の急速に増大しつゝある今日之に對する中央銀行の融資としては餘りに少額に過ぎるものと思はれる。

C 收穫擔保貸

收穫擔保貸付は發行權更新問題討議に際しこれを付帯義務とせんとする主張もあつたが遂に任意業務とせられた。此の邊にも改組に關する政府對銀行間交渉の經緯の片鱗が現れて居り同銀行の營利機關的色彩の濃厚さを見るのである。

農業信用には不動產擔保貸の方法もあるが、小農の如きは擔保として提供すべき充分なる不動產を有せず、而も資金乏しく、植付時より收穫期に至る間の生活費にも窮する如き状態にあり金融の必要に迫られることが屢々である。彼等の擔保として提供し得べきものは未收穫農作物あるに過ぎず、この弱點を利用する印度人高利貸の跋扈を招き、或は農業中心地に於ける支那人の搾取が行はれるのである。收穫擔保貸付はかかる一般小農の金融を緩和し農民生活を救濟し、農民に大なる利益を與へるものである。併し乍ら農作物は氣候其他の事由により凶作を見ること少からず、更に價格下落して擔保價值を減する恐れあり、現にフランス初期五殖民地銀行中にも大なる損害を受けたものがあり、從つて營利本位の印度支那銀行は出來得る限り此の種の貸出を制限して居たもので、政府銀行間交渉に際しても義務とせられることを忌避して遂に任意業務としたのである。此の種貸出に關して同行定款は左の如く規定してゐる。

(一) 耕作中の收穫譲渡を目的とする貸付を行ひ得ること(第十四條第四項)

(二) その貸出限度は收穫物價格の三分の一(第十六條)

(三) 銀行は植民地銀行に關する一九一九年三月二十一日付法律の條項に従ひ、個人又は市民の資格ある農事法人に對し收穫擔保貸付をなすことを得。

此の貸付が行政官廳の仲介又は保證の下に行はれる場合は右官廳と銀行との間に協定した形式と條件とに従つて實行することを要す（第十八條）

（四）收穫物譲渡による不流通債權に基き當座勘定を開設した場合は、その期限は譲渡完了迄延期することを得（第十九條第一項）この點は普通の貸出期限が三ヶ月なるに對し特別の規定である。

銀行は貸出承認額の返済迄は該收穫物の收穫せらるゝに従ひ、法律の規定する處に従つて特に指定せる倉庫に之を庫入し、これによつて收穫擔保貸付を商品擔保貸付に變更する契約をなすことを得（第十九條第二項）

D 企業投資

佛國植民地銀行に發達した特課業務として所謂 Participation financiere がある。印度支那銀行も亦この種投資を認められてゐる。投資の性質は茲に説く迄もなく一般の銀行貸出と異なり、銀行自ら企業に參加することである。

多くの場合株式組織の企業會社に對しその株式に投資し、銀行自ら株主となることである。

これは植民地企業の發達を助成する上には或程度の効果がある。殊に佛國植民地の如く長期拓殖企業に對する民間資金の集積が容易でない處にあつてはかかる制度の必要を感じる點もある。佛印の初期開拓時代にあつては特にそうであつた。

併し乍ら要は制度の運用如何にあつて、印度支那銀行の如き一面中央銀行であると同時に他面商業銀行であり、爲替銀行でもあり得るやうな營利機關的色彩濃厚なる銀行をしてこれに當らしむることはそこに多くの弊害を生む結果となるを免れず。これを過去の實例に徵するに眞に企業助長救濟の意味に於て投資したものと利潤追及のために行つたものとでは後者の方が主となつてゐる如き傾向である。

企業投資の使命は植民地に於ける企業にして長期に涉りその經營が一朝一夕に完全な採算を見るに至らざる性質のものに對し、その資金を援助する目的の下に中央銀行をして參加せしむることにある故に徒らに有利な企業のみに投資し或は貸出の擔保處分による結果として株式を獲得する如き方法では眞目的を達し得ないが印度支那銀行の過去の實績は不幸にして完全な使命を果してゐない。

以上の如く此の業務も植民地中央銀行としては使命的業務であるが之亦任意業務となつてゐる。定款には「銀行はその營業所を有する地域に關係ある金融業、工業、商業、農業又は海運業の創設又は構成に參加することを得。但し此の投資は準備金の半額を超過することを得ず」とある。（第十四條第十七項）

佛印に於ける此の種の投資は一つの拓殖貸付である。然してフランス政府の意圖は之によつて間接に開拓資金の一部を供給せしめんとするにあつたが同行が依然として營利機關的色彩を濃厚に存してゐる限り、必ずしも政府の期待には副はず、收益確實なるものに優先的に投資せられるゝは當然であらう。此の投資は危險率が大きいから決定權は本店に保留してゐる。此のことが亦此の種投資の發展を阻む一因となつてゐる。

此の種投資の中には農林關係のものが相當あり特にゴムの Plantation に対するものが多く、收益も大きいとのことである。近年の投資先で主なるものは次の如くである

Plantation de Long-Thanh (ゴム)

Société Indochinoise de Plantation d'Hévéas (ゴム)

Société des Caoutchoucs de Phuoc-Hoa (ゴム)

Société Agricole et Industrielle de Cam-Tiem (農業)

Compagnie de Hauts Plateaux Indochnois (高林業)

Société Indochnoise Forestière et des Allumettes (林業、マツチ)

Société de Caoutchouc de Binh-Loc (ゴム)

Société Agricole et Industrielle du Thap-Muoi (農業)

Société des Plantations d'hévéas de Xuan-Loc (ゴム)

Société Anonyme des Plantations de Long-Thanh (ゴム)

E 鑛工業資金

佛印經濟の中心は農業である。當領に於ける鑛業工業は尙未發達の段階にあり、大規模のものは少い。そして其の發達は本國工業保護の見地より、寧ろ意識的に等閑に付せられたのである。印度支那銀行も鑛工業貸付に就いては別段の義務を負はない。此の種資金貸付に關しては前記定款第十四條第十七項あるのみである。

佛印に於ける鑛工業資本の大部分は佛本國の植民地投資に關係ある一部資本家の資本によるものであり、その點では當領の地場資本は餘り利用されてゐないとも見ることが出来る。印度支那銀行は鑛工業への參加投資には特にその營利色彩を鮮明にしてゐる。即現地企業最も確實なものにのみ集中された觀がある。

主要企業中同行が關係せる企業を示せば次の如くである。

Cmpagnie Française de Chemin de fer de l'Indochine et du Yunnan (雲南鐵道)

Compagnie des Eaux et d'Electricité de l'Indochine (水道電氣)

Société Française des Distilleries de l'Indochine (アルコール)。

Société Française des Charbonnages du Tonkin (無煙炭)

Société des Etains et Wolfram du Tonkin (錫、タンクスチン)

Imprimerie d'Extreme-Orient (印刷)

最後に印度支那に於ける農工資金の總額は印度支那銀行の現在に於ける銀行券發行總額に對し如何なる割合を占めるかは正確には算定し難いが、大體推定發行高四億五千萬ビアストル（本年初頭）に對して推定貨出總額は五千萬ビアストル前後——民間銀行資金及印度支那銀行參加投資額を含まず——と言はれてゐる。之を見ても如何に印度支那銀行がデフレーション政策を強行し、從つて亦必然的に金利が高いから理解される。此の點は今次大東亞戰爭勃發により之迄當領に對する工業製品供給國たりしフランス本國其の他歐米諸國との交通杜絶し、又日本よりの輸入も圓滑を缺いて、特に工業に於ける自給自足の必要が痛感される今日、改革を要すると思はれる。

（四）改 造 論

(イ) 現 狀

佛印は前資本主義的段階に屬する農業國である。本國資本は最も有利な地位にあつて確實に保護され、巧妙な榨取の役割を與へられてゐた。他面植民地の需要する工業製品の大部分は本國よりの輸入に仰いだ。斯くして佛印はフランス資本主義の獨占的市場たると共に、近年は本國工業の維持發達に必要な原料、食料の生産地でもあつたのである。例へば一九三四年から三八年迄に佛印に輸入せられた機械其の他金屬製品の九八%、鋼及鐵の九〇%、ソーダ其

の他化學製品の二八%はフランス製品である。又當領向工業製品輸入は殆ど全部フランス商社によつて扱はれたのである。

斯る經濟事情よりして當領に於ける工業の發達は本國資本擁護の立前から意識的に阻止せられ、第二次歐洲大戰の勃發、本國の敗戦となつて之迄工業製品の大部分の供給國であつた本國との聯絡が絶たれたが、現地にあつては民生品工業の何物もなく亦高關稅を探り來つた結果市場ストックの蓄積も殆ど絶無と云つた狀態であつた。更に大東亞戰爭の勃發により米英からの輸入も不可能となつた今日、佛印が之等の工業製品を仰ぐ先は日本以外にあり得ないことがなつたのである。こゝに佛印が日本と協力關係に立ち大東亞共榮圈の一員として參加せざるを得ない經濟的必然性がある。

勿論佛印が現在各種工業原料品及び食料品の供給地として日本の戰爭經濟に大きな貢献をなしつゝあることは否定し難いが、併し若し日本が佛印の過剩農產物を購入しなければ、他に輸出先を失つた農業國佛印の經濟は崩壊を免れないであらう。佛印經濟の日本への依存性はフランス本國或は佛印の好むと好まざるに不拘東亞の政治的現實と佛印の經濟的必然性とから強化の一途を辿りつゝあるのである。そして東亞共榮圈内の一環として日本の佛印經濟への關心が強くなるのは當然である。

斯る意味に於て現在及將來の佛印產業の開發と進展とに重要な寄與をなすべき金融の中心機關としての印度支那銀行の機構又は營業方針が東亞及佛印自體の現状に即したものであるか否かの批判がなされるのであるが、之等の點に就ては前記の如き狀態で未だ銀行の利益本位の自由主義的立場を完全に脱却してゐるものとは言へず、同行をして共榮圈經濟確立に協力せしむる爲には日本として或る程度の施策を要するものと思ふ。現行印度支那銀行法は自由主義

經濟時代の遺物であり、特に同行定款の一部變更は不可缺と思はれる。以下施策の要領を記して見よう。

(口) 發行準備の改正

一九三一年三月三十一日付印度支那銀行發行權更新法第三條に印度支那銀行は發行高の $\frac{1}{3}$ に相當する金又はdeviseを準備として保有すべき規定あることは前記の如くであるが、大東亞戰下の現状に於て更に又共榮圈經濟の構想に於て金又は金に換へ得る devise の如きものを發行準備とするは全く無意義にして又實行不可能である。これは圓を以て發行準備を構成せしむべきである。同行は發行準備の内容に就て發表してゐないが既述の如く現實に圓は其の中に既に相當程度入つてゐるものと思はれる。この狀態を法文化せしめ、發行準備に於ける圓の地位を確立することはビアストルが現實に圓系通貨圈内の一翼の通貨となることを意味し、同行の發券業務延いては佛印經濟に對する日本の指導力を合法的に強化せしめるものである。要するに佛印は本邦との提携によつて始めて經濟的に生存し得るのであつて、通貨政策にあつてもこれ迄の窮屈な發行制度を改め、共榮圈の戰時經濟體制に適合すべき充分の伸縮性あるものとすべきである。換言すれば健全通貨の消極的部面をのみ固執せず、生産擴充を基調とする通貨政策の實行に努め、銀行當事者をしてこれに必要な資金を豊富に供給せしむべきこととする。日佛提携の合辦企業の如きに對してはこの點特に緊要である。

(ハ) 通貨政策の轉換

圓貨の發行準備充當に次いで吾人の最も關心すべきことは佛印の通貨政策の轉換である。健全通貨は何れの地域何

れの時代にも緊要であるが現時大東亜戦下に、東亜共榮圏内にあつて佛印獨り依然として舊時代の極端なる健全通貨政策を堅持することは不合理である。素より佛國の宗主權を認めることが本邦の政策上必要であるとしても、戰時通貨政策に本邦と或程度迄の提携を要求することは正當であると思ふ。現状は本邦に追隨して漸次從前の極端なるデフレーション方針を改めてゐるやうであるが、追隨の程度に於て尙他の諸地域に比して遙かに遅れてゐることは總督府と印度支那銀行當局との退歩的保守政策に基くものである。

(二) 本邦資本の參加

印度支那銀行を増資し、これに日本の資本を参加せしめること。現行定款はフランス市民權を享有せざる株主の株主總會參加及代表參加を禁じてゐるが之を改訂せしむ。斯る方策によつて同行に日本人取締役を入れることが出来る。本店の西貢への移轉もこれと同時に考慮すべきであらう。

(木) 顧問制

印度支那銀行に對し日本政府から監督官の如きものを派遣することは、兎に角一應佛印にフランスの主權が存し、且同行がフランス商法の下にある現狀よりして不適當と考へる。之に換へて稍微溫的ではあるが同行に日本人顧問を置かしめることが提唱される。その權限に就ては少くともフランス政府監理官と同様に重役會及株主總會に出席し得ることを要する。顧問の權限に就ては此處に参考の爲中國聯合準備銀行に於ける顧問制を擧げる。

「顧問以下顧問室の立場は銀行の一部ではなく、日本側機關として聯銀の業務乃至金融界統率に就て指導力となつ

てゐるのである。即ち顧問室職員は顧問の命を受けて日本側機關との聯絡、銀行側の指導、諸企劃等に當つてゐるが、比較的少數の日本人職員を以て聯銀の機能を充分に發揮せしめてゐる點は……極めて妙味ある制度と考へられる」
(中國聯合準備銀行顧問室編輯 中國聯合準備銀行の機構及政策より)

之を見るに於ける日本人顧問の權限は名目は顧問であるが實際は監督官的存在である。唯フランス資本によつて設立せられ、運營せられて既に嚴然と組織の存する印度支那銀行と、日本の政治力を背景に創設せられ運營せられてゐる聯銀とは同日に論する譯には行かず、そこに多少の變改を加ふる要もあらう。

要は印度支那銀行をして如何にして最も容易に、平穩に且つ確實に我が指導の下に置くかと云ふ點に存する。佛印の現狀を正視し、經濟關係は武力鬭争と異り當事者間の協調によつて始めて成立つものであることに留意してその方策を樹つべきであると考へる。

439
159

昭和十八年七月二十日印刷
昭和十八年七月二十五日發行（非賣品）

發行者 東京都日本橋區本石町一丁目六番地
横濱正金銀行調查部長

難波勝二

印刷者 東京都日本橋區銀座四丁目四番地
北川武之輔

發行所 東京都日本橋區本石町一丁目六番地

橫濱正金銀行

(東京80) 株式會社 細川活版所印行

